

東和銀行 でんさいサービス利用規定

1. 総則

(1) 基本事項

本規定は株式会社東和銀行が提供するでんさいサービス（以下、「本サービス」といいます。）についての利用条件を定めるものです。ご利用を申込みのうえ、当行および株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」といいます。）から承諾を受けられたお客様（以下、「利用者」といいます。）に限り、本サービスのご利用ができるものとします。

(2) 本サービス内容

本サービスは、でんさいネットが提供する電子記録債権のサービスを、利用者が当行を窓口としてご利用いただくものです。

(3) 規程の準用

- ① 本規定に定めのない事項は、「株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程」（以下、「業務規程」といいます。）、「株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程細則」（以下、「業務細則」といいます。）、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、カードローン取引規定、振込規定、東和銀行法人向けダイレクトサービス利用規定等の各規定、銀行取引約定書および法令等の定めに基づいてお取り扱いします。
- ② 本規定は、当行が前項の業務規程および業務細則等により参加金融機関として定めることの出来る項目について規定します。

2. 利用時間

本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間とします

ただし、当行は本サービスを利用できる日および時間を利用者に事前に連絡することなく変更する場合があります。

3. 利用者

(1) 利用申込みの方法等

ご利用のお申込みにあたっては、業務規程・業務細則および本規定に全て同意のうえ、「でんさいサービス利用申込書（兼 手数料引落依頼書）」（以下、「利用申込書」といいます。）および当行所定の書類を、当行お取引営業店窓口にて書面により提出していただきます。

本サービスをお申込みいただくためには、下記お申込み要件を満たしていることが必要です。当行は、「利用申込書」を受付後、所定の審査を行います。

- ① 当行に決済口座とすることができる適格な預金口座を保有していること。
- ② 「東和銀行法人向けダイレクトサービス」に係る契約の契約者であること。

(2) 利用者以外で利用することが出来る場合

業務細則第5条に規定する元利用者の利用は、同条に掲げる請求を行う場合に限りです。

(3) 利用可能な預金科目

利用者が利用申込書により指定した利用者名義の普通預金口座または当座預金口座（以下、「ご利用口座」といいます。）を、決済口座として指定していただきます。

ただし、利用申込書の利用特約が「無」（債務者利用有）の場合は、決済口座を当座預金口座に限らせていただきます。

(4) 利用契約の締結

① でんさいネットおよび当行は、当行所定の審査により申込みを承諾する場合に限り利用契約（以下、「利用契約」といいます。）を締結します。利用契約は、利用者、でんさいネットおよび当行の3者間契約により成立し、利用者は業務規程・業務細則および当行と利用者の取り決めである本規定に従い、本サービスの提供を受けることが出来ます。

② 当行所定の審査は、本項（4）①に加え、本項（9）または（10）の利用契約承継の届出がなされた場合も行います。

当該審査により申込みを承諾できない場合、利用契約の解除等を行う場合があります。

③ 当行は本項（4）①の利用契約締結および②の承継の手續完了後に、当行所定の方法で利用者へ通知します。

④ 利用者は、本項（4）③の通知を受領後に本サービスの利用を開始できます。ただし、東和銀行法

人向けダイレクトサービスを並行して申し込む場合は、双方の通知を受領してから利用を開始できません。

(5) 債権者利用限定特約等の申込

- ① 契約者は、債権者利用限定特約を締結する場合には、当行所定の手続によるものとします。
- ② 保証利用限定特約を締結することはできません。

(6) 利用契約の解約の申出方法

業務規程第15条第1項に規定する利用者による利用契約の解約の申出は、当行所定の書面を当行お取引営業店窓口へ提出することにより行います。

(7) 当行による利用契約の解除に係る通知

当行からの利用者に対する利用契約の解除通知は当行所定の書面によるものとします。また、業務規程第16条の定めのほか利用者が次に掲げる事由に該当する場合においても、当該利用者に係る利用契約を解除できるものとします。

- ① 支払の停止があった場合
- ② 利用者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ④ 住所変更の届出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、当行において利用者の所在が不明になったとき。
- ⑤ 当行に支払うべき所定の手数料の未払が生じた場合
- ⑥ 1年以上にわたり、本サービスの利用がない場合
- ⑦ 本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要と判断する相当事由が発生したとき。

(8) 解約・解除の効力

本項(6)の解約および本項(7)の解除の効力は、本規定に係る電子記録債権の全部が消滅したことを当行が確認したときに生ずるものとします。

(9) 個人利用者の死亡による承継

業務規程第17条第2項に規定する利用者の死亡により相続人等が利用者の地位を承継した場合は、遅滞なく、相続人等の代表者から当行お取引営業店窓口へ当行所定の書面および当行が指定する添付書類を提出するものとします。

(10) 利用者承継

合併または会社分割により利用契約の地位を承継した場合は、遅滞なく、利用契約の地位を承継した者が当行お取引営業店窓口へ当行所定の書面および当行が指定する添付書類を提出するものとします。

(11) 利用者登録情報の変更

- ① 利用者は、利用申込書に記載された利用者登録事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当行お取引営業店窓口へ当行所定の書面により、変更の内容を届け出ることとします。
- ② 前項による変更内容が利用特約の変更または解除の場合、当行が承諾した場合に限り前項の届出を受理します。

(12) 破産手続開始等の届出

利用者は、破産手続開始の決定および業務細則第12条第1項で定める事由が生じた場合には、当行所定の書面により当行へ届け出るものとします。

(13) 債務者利用停止措置

利用者は、業務細則第10条第1項に定める債務者利用停止措置の期間が経過した場合、債権者利用限定特約を締結した者として扱われますので、本項(11)②による届出により債権者利用限定特約の解除について申し出ることができます。

4. 電子記録通則

(1) 電子記録等の請求の手続

- ① 利用者はパーソナルコンピュータ等(以下、「端末」といいます。)でインターネットを介し東和銀行法人向けダイレクトサービスを通じて請求を行うものとします。
ただし、本規定、業務規程および業務細則において、書面の提出をもってするとされている請求については、当行お取引営業店窓口において書面により請求を行うものとします。
- ② 利用者の端末障害等により、本サービスの利用が困難な状況となった場合については、当行お取引営業店窓口において書面による請求を受付します。
- ③ 前2項の書面による受付時間は、当行の窓口営業時間内とし、併せて当行所定の手数料をいただき

ます。

(2) 利用者の申出による利用制限措置

業務規程第22条第1項第9号、業務細則第14条第1項および第2項で定める利用者の申出による利用制限措置および解除は、当行お取引営業店窓口へ当行所定の書面を届け出て行うこととします。ただし、解除の場合は、当行が承諾した場合に限り届出を受領します。

(3) 電子記録の通知の方法等

業務規程第25条第2項で規定する電子記録の通知は、当行所定の方法により行います。

(4) 電子記録の請求権限の付与にかかる制限

業務規程第26条第4項の電子記録権利者の電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者の制限は、利用申込書により当行の承諾を得た利用者に限ります。

(5) 発生記録または保証記録を請求することができる者の制限

業務規程第27条第3項の自らを電子記録義務者とする発生記録または保証記録の請求をすることができる者の制限は、利用申込書により当行の承諾を得た利用者に限ります。

(6) 債権者請求方式の利用

業務規程第27条第1項に規定する債権者請求方式による発生記録の請求は、利用申込書により当行の承諾を得た利用者に限ります。

5. 電子記録の請求および記録に関する事項

(1) 変更記録の請求

変更記録の請求は業務規程第33条により行います。ただし、業務細則第23条第4項による場合は、利用者は本規定4(1)により行います。

6. 電子記録雑則

(1) 電子記録の訂正および回復

利用者は、自己の請求に係る電子記録について、業務細則第36条第1項に規定する事由があることを知った場合は、お取引営業店窓口へ当行所定の方法により通知することとします。

7. 電子記録債権の決済

(1) 債務者口座から債権者口座への口座間送金

① 口座間送金のための決済口座からの引落しは、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、利用者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、行われます。当行は、口座間送金を行った場合でも領収書等は発行しないものとします。

② 債務者口座から債権者口座への口座間送金は業務規程第42条により行いますが、決済口座において同一の日に当該電子記録債権以外の引落しがある場合および複数の電子記録債権の引落しがある場合には、当行所定の順序により引落しを行います。また、かかる場合に、その総額が決済口座の資金を超えるときは、そのいずれを決済するかは当行の裁量によるものとします。

(2) 債権者または債務者からの口座間送金決済の中止の申出

業務規程第44条第2号で規定する口座間送金決済の中止の申出は、当行所定の書面により当行お取引営業店窓口へ届け出ていただきます。

8. 電子記録債権の支払不能処分制度

(1) 支払不能に関する異議申立

利用者の支払不能に関する異議申立について、下記のとおり定めます。

① 業務規程第50条第2項に規定する異議申立及び異議申立預託金の預け入れの時限は、支払期日の前営業日の銀行営業時間内とします。

② 業務細則第46条第1項に規定する第2号支払不能事由についての異議申立および異議申立預託金の預け入れの手続は、当行所定の方法によりお取引営業店窓口へ申し出ていただきます。

③ 業務細則第46条第1項に規定する第2号支払不能事由が不正作出である場合は、当行所定の方法により当行お取引営業店窓口へ申し出て、業務規程第50条第1項の異議申立と併せて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができます。

9. 電子記録債権の記録事項等の開示

(1) 債権記録に記載されている事項等の開示請求の方法

債権記録に記載されている事項の開示および記録請求に際して提供された情報の開示請求のうち通常開示については、当行所定の情報を提供して東和銀行法人向けダイレクトサービスから開示の請求を行うものとします。

(2) 債権記録に記載されている事項等の開示の方法

債権記録に記載されている事項の開示および記録請求に際して提供された情報の開示のうち通常開示については、当行所定の方法により行います。

10. 電子記録債権割引

(1) 電子記録債権割引の申込の方法等

利用者が電子記録債権割引をご利用になる場合については、「融資申込書」ならびに「電子記録債権割引申込書」（以下、これらを「申込書」と総称します。）を当行お取引営業店窓口に書面にて提出していただきます。

① お申込みにあたっては、別に締結する「銀行取引約定書」の各条項のほか、申込書に記載された約定に全て同意のうえ、お申込みいただきます。

② 当行は、申込書を受付後、所定の審査を行います。当行所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

11. 手数料

(1) 本サービスのご利用にあたっては、当行所定の手数料（消費税相当額を含みます。）をお支払いいただきます。

(2) 手数料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、利用者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、利用者が利用申込書によって当行に届け出た手数料引落口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとし、この場合、領収書は発行しないものとします。なお、当行は利用者の事前の同意なく手数料を変更できるものとし、その場合は事前に当行ホームページに掲載する方法等により公表するものとします。

(3) 書面による請求の受付および元利用者の利用においては、当行所定の手数料を当行所定の方法にて支払うものとし、この場合、領収書は発行しないものとします。

12. 本人確認

(1) 本サービス利用時の本人確認

以下の場合、利用者本人の意思による本サービスの利用であること、および本サービスの利用内容が利用者本人からの真正な依頼であることを確認できたものとします。

① 東和銀行法人向けダイレクトサービスにおいて当行所定の方法による本人確認を経た上で本サービスを利用した場合

② 本サービスを利用して当行所定の取引を実施する際は、上記①に加え利用者から送られた「承認パスワード」と事前に登録された「承認パスワード」との一致を確認した場合

(2) 「承認パスワード」の登録

本サービスの利用を開始する場合は、電子記録の請求の際に必要な「承認パスワード」を当行所定の方法により届け出るものとします。

(3) 「承認パスワード」の変更

本サービスで使用する「承認パスワード」を変更する場合は、当行所定の方法により届け出るものとします。

(4) 「承認パスワード」の管理

① 「承認パスワード」は、本サービスを安全にご利用いただくにあたり重要な情報となるため、利用者ご自身で厳重に管理するものとし、それらの管理状況について当行は責任を負わないものとします。

② 利用者は「承認パスワード」を設定または変更する場合は、生年月日、電話番号等他人に類推されやすい番号は使用しないものとします。

③ 利用者は、「承認パスワード」を失念、紛失した場合もしくは盗難に遭った場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合は、速やかに当行へ届け出るものとします。

④ 利用者が「承認パスワード」の入力を連続して当行の所定回数を誤った場合、当行は本サービスの取扱を中止することができるものとします。

13. 免責条項

- (1) 利用者は、本サービスの利用者の端末および通信媒体が正常に稼働する環境を、利用者の責任において確保するものとします。当行は、利用契約により利用者の端末が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、利用者の端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない場合、または成立しても利用者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
- (2) 当行が本規定、業務規程および業務細則に従って本サービスに係る処理・手続等を行う限り、利用者に損害が生じた場合でも当行は責任を負いません。
- (3) 本規定の各条及び業務規程第64条に掲げる免責事項のほか、以下の①ないし③の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき
 - ② 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき
 - ③ 利用者の申出により当行が利用者の決済口座を解約したとき

14. 規定の変更

当行は本規定の内容を利用者の事前の同意なく変更できるものとし、その場合は事前に当行ホームページに掲載する方法等により公表するものとします。

変更日以降は、変更後の規定に従い取り扱うものとします。

15. 契約期間

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、利用者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

16. 機密の保持

当事者は、本規定に伴って知り得た相手方の情報については、本規定等に定める場合を除き、第三者に漏えいしないよう万全の措置をとることとし、この措置は利用契約の終了後も継続します。

17. 権利の譲渡、質入の禁止

利用者は、本規定に関する一切の権利を、当行の書面による承諾なく第三者に譲渡または質入することはできません。

18. 準拠法と管轄

本規定は日本の法律に準拠し、日本の法律に基づき解釈されるものとします。本規定に係る事項に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上